

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 縦覧期間

令和元年十二月十一日から

令和二年一月十六日まで

### 二 縦覧場所

秩父市役所